

第10回 ASEM財務大臣会合

国際局調査課長

大石 一郎

国際局調査課課長補佐

平澤 千裕

1. はじめに

本年秋、財務省が関与した注目の国際会議といえば、誰もが、我が国において48年ぶりに開催された国際通貨基金（IMF）・世界銀行年次総会を思い浮かべることでしょう。

財務省内はもとより、街を歩いていても、例えば通勤中の電車内や地下鉄構内などでも「警備が強化されています」などのアナウンスを見たり聞いたり、開催準備が着々と進む様子を感じるなか、相対的にひっそり、しかし、しっかりと準備を重ねて臨んだ国際会議があります。

それは、ASEM（Asia-Europe Meeting。アジア欧州会合）財務大臣会合です。

「東京で総会に出席した人々が立ち寄り易い時期及び場所で開催するのが好都合ではないか」との配慮からタイが主催国として名乗りを上げ、東京→欧州の帰り道の途上に位置するバンコクで、IMF・世銀総会直後の10月15日に開催されました。

タイのこの配慮は当たり、欧州債務危機の影響が続く重要なタイミングでの開催となったこの会合では、ASEM加盟41ヶ国に加え、欧州委員会（EC）委員（経済・通貨担当）、AMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス）、アジア開発銀行、欧州中央銀行（ECB）、欧州金融安定ファシリティ（EFSF）、IMF、世界銀行が一同に会して活発な議論を行い、タイが今回の会合のテーマとした「ダイナミックなパートナーシップの強化、ダイナミックな成長の共有」にふさわしい、非常に盛況なものとなりました。

ASEMは、アジアと欧州とのパートナーシップ強化を目的として、1996年3月に初めての首脳会合が開催されたことから始まりました。首脳会合の下で、外務大臣会合、財務大臣会合等の複数の大臣会合を有する国際会議で、財務大臣会合は、近年は2年に1度、首脳会合が開催されるのと同



じ年（西暦の偶数年）に開催されてきています。

会合と会合の間が2年空くことから、例えばG20等のように頻繁にその名を目にする会合ではありませんが、アジアと欧州の合計50カ国近くが一同に会し、共通の関心事項を議論する場として機能してきました。

アジア側は、日本、中国、韓国、ASEAN10ヶ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）、インド、モンゴル、パキスタン、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドの計19カ国プラスASEAN事務局が参加。欧州側は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシャ等のEU加盟27ヶ国と欧州委員会が参加しています。

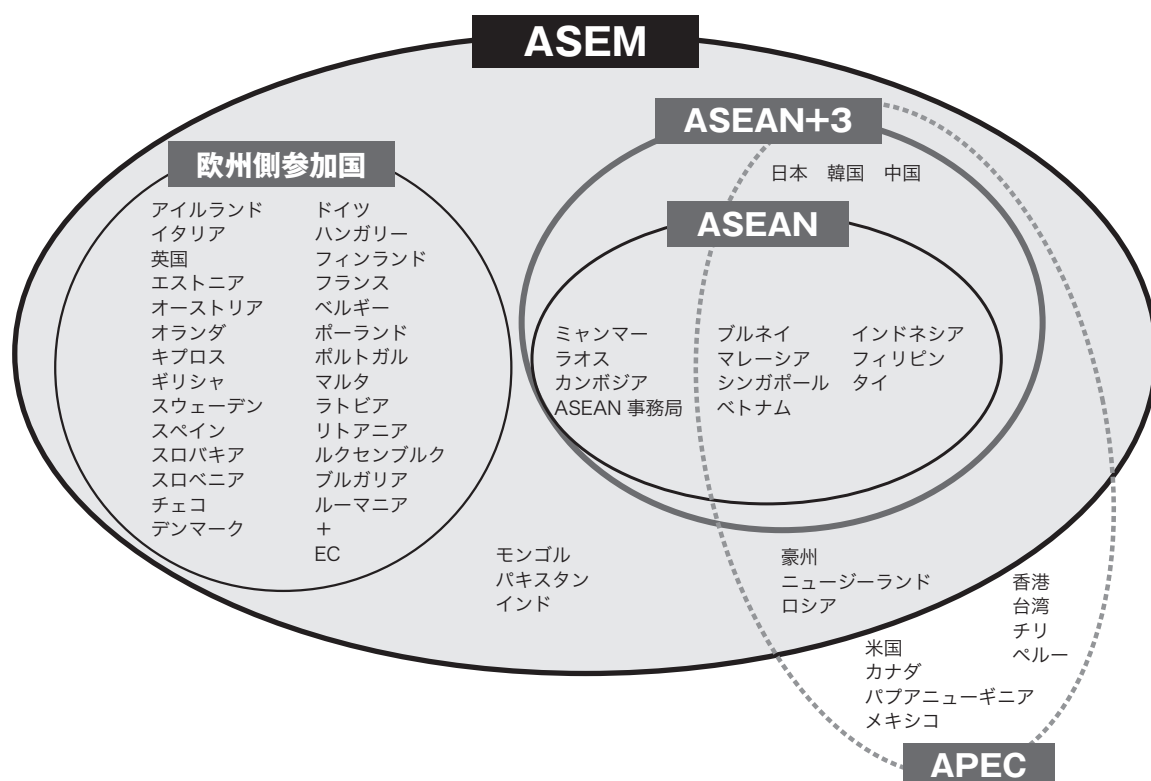
アジア側を見るだけでも、モンゴルやパキスタンが参加するなど、比較的良好に知られるASEAN+3やAPEC等と異なる、ユニークな枠組みとなっています。

います。

ASEM財務大臣会合は、1997年9月にバンコクで第1回会合が開催されて以降、欧州とアジアをほぼ交互に開催地としつつ、今回、第10回会合開催まで至りました。過去には、日本が第3回会合（2001年）を神戸で主催しています。また、2010年4月の前回会合（於・マドリッド）に際しては、アイスランドの火山の噴火により欧州各国の空港が閉鎖され、我が国を含め数ヶ国が出席を諦めざるを得なかったエピソードがあります。

財務大臣会合では、経済・金融情勢や貿易・投資の強化といった論点はもちろんのこと、ミレニアム開発目標、気候変動問題、テロ資金・マネーロンダリング対策など、幅広い課題を取り扱ってきました。そうした中で目を引くのは、地域経済統合等の分野において、アジアと欧州が相互に学び合うことができる部分が多いことを背景に、例

ASEMと他のフォーラムとの関係



えば「欧州経済統合の教訓とアジアへの含意」（第8回会合）といった、欧州とアジアの類似点（または、類似点があるからこそ見えてくる相違点）に着目した議論が度々行われていることではないかと思います。

2. 今次会合における主な議論

今次会合では、アジア・欧州両地域における経済・金融の状況、両地域における地域金融アレンジメント—具体的には、欧州安定メカニズム（ESM：European Stability Mechanism）とその前身である欧州金融安定ファシリティ（EFSF：European Financial Stability Facility）、そして、ASEAN+3によるチェンマイ・イニシアティブ—の役割、両地域間の投資・貿易推進のためのパートナーシップが議題となり、タイのキティラット副首相兼財務大臣が議長を務めました。

我が国からは、IMF・世銀総会から一息つく間もなく、大久保財務副大臣が、初秋の東京から気温33℃のバンコクに飛び、議論に加わりました。

（1）経済・金融面の進展とアジア・欧州経済の見通し

欧州とアジアの経済・金融情勢を議論するセッションでは、IMFやADBから世界経済の現状分析がなされた後、欧州側から、ユーロ圏内における不均衡の是正、労働コストの改善、そして、欧州金融安定ファシリティ（EFSF）が南欧諸国等に対して行ってきた支援、そして、ASEM財務大臣会合の直前に恒久的なメカニズムとして稼動を始めた欧州安定メカニズム（ESM）など、経済を克服するために行っている各国や関係機関による取り組みの現状が紹介されました。

世界経済の牽引役たるアジアにとって欧州は最大の輸出相手であり、欧州の危機からの回復は、もちろん欧州自身の自助努力が不可欠ですが、アジアにとっても他人事ではない重要な問題です。

大久保副大臣からは復旧復興対策事業の着実な推進や、社会保障・税一体改革等により、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第

一步を踏み出したこと等の我が国取り組みを説明しました。また、欧州債務危機に対する取り組みとして、危機の深刻化を防ぐために行ったIMFの資金基盤強化に対するいち早い貢献やEFSF債の継続的な購入、及び、チェンマイ・イニシアティブの強化などについて説明を行いました。

直前に東京で開催された国際通貨金融委員会（IMFC）において、世界経済について「世界経済の成長は減速し、依然大幅な不確実性と下方リスクが残っている」とされたばかりのタイミングの中、各国は、この厳しい状況を認識しつつ、その状況下で各国が続けている取り組みを歓迎し、欧州側・アジア側双方において、ASEMとしても、成長と雇用を促進し、回復を強化し、金融市場の緊張に対処するために共に行動するとのロス・カボスにおけるG20首脳宣言のコミットメントを支持しました。

議論の結果、世界経済については、米国の財政の崖や欧州の債務危機など、依然として大幅な不確実性と下方リスクは残っているものの、欧州経済が現在の危機から回復していくであろうとの期待を表明すると同時に、欧州のASEM加盟国による成長に融和的な形の、差別化された財政再建や、成長を強化する政策及び構造改革の完全な実施を支持することとなりました。そして、地域の一体性・安定性を守ること、域内不均衡を減じること、最近のESMの発足を含み金融市場の機能改善を目的とした欧州機関による行動を歓迎しました。

また、アジア新興国について、その経済パフォーマンスが健全であることを踏まえ、短期的な優先分野と中期的な目標との間のギャップを効果的に橋渡しするために、国内需要と成長を喚起させるべく、財政的余力のある国がさらに個人消費を強化させること、及び、構造改革を実施する世界的取り組みにおいて、新興国の役割が重要であることで一致しました。

このセッションにおいては、1990年代後半のアジア通貨危機後のアジアがそうであったように、欧州側が危機に苦しみながらもその克服のために続けてきた取り組みへの熱意が感じられました。

危機の功罪ではありますが、そこから教訓を得た新しい動きが生じていることは悪いことではなく、世界経済の回復に向けて、アジア・欧州双方が与えられた任務を遂行していくことが重要であることを各国が自らの問題として認識したものと考えます。

(2) アジア・欧州における 地域金融アレンジメントの役割

次の論点として、ASEAN+3におけるチェンマイ・イニシアティブや、欧州におけるESM及びEFSFに関連した議論と意見交換が行われ、大久保副大臣は、EFSF、デンマーク、AMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス）とともに、リード・スピーカーのひとりとして、地域金融アレンジメントについて、チェンマイ・イニシアティブを中心とする取り組みと経験をASEAN+3諸国を代表して紹介しました。

大久保副大臣からは、アジア通貨危機を教訓として2000年に枠組みに合意したチェンマイ・イニシアティブについて、2010年3月に、それまでの2国間通貨スワップのネットワークから、1本の契約の下で通貨スワップ発動のための当局間の意思決定手続きを共通化し、支援の迅速化・円滑化を図る「マルチ化」契約が発効したこと、また、同イニシアティブは、世界の金融市場の不確実性が増す中、本年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、

- ① 全体の資金規模をこれまでの1,200億ドルから2,400億ドルへと倍増
- ② 危機対応機能（CMIM Stability Facility）に加えて、危機予防機能（CMIM Precautionary Line）を導入
- ③ IMFとのデ・リンク割合の、20%から30%への引上げ（注：チェンマイ・イニシアティブの発動は、原則、IMFプログラムの実施が条件となっているが、「デ・リンク割合」とは、IMFプログラムの実施がなくとも発動可能な額の割合を指す）

等の強化策に合意されるなど、その歴史とともに

に、進化を遂げてきていることを欧州側に説明しました。また、ASEAN+3域内の独立したサーベイランス組織として、2011年4月にシンガポールに設置されたAMROについて、その法的位置づけを強化するために国際機関化するための準備が進められていることにも触れ、その検討に当たっては、ESM設立の経験も参考になることを述べました。

また、副大臣からは、チェンマイ・イニシアティブに加え、アジア通貨危機の一因とも指摘された、「通貨」と「期間」のダブル・ミスマッチに対応するため、アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資に活用する重要性の観点から開始された「アジア債券市場育成イニシアティブ」の成果として、アジア現地通貨建て債券の発行残高がこの10年で約5倍になるなど、アジア金融市場が深化、活性化、安定化してきた姿を具体的に紹介しました。特に、我が国市場に関しては、個人投資家を中心としてサムライ債（外国発行体が日本市場で発行する円建て外債）に対する強い投資ニーズがあり、アジア・欧州等のソブリン発行体にとっても魅力的な資金調達市場となっていることを説明したところ、危機対応・予防の観点からの取り組みと、安定的な金融市場を育てる取り組みが同時並行で行われてきたことに、参加者からは高い関心が示されました。

欧州側からは、ユーロ圏が危機対応のためにやってきた、欧州金融安定ファシリティによる支援、及び、その後継たるESMが、恒久的な危機対応メ



カニズムとして、財務大臣会合1週間前に稼動を開始したことの説明があり、欧州中央銀行（ECB）による長期資金共有オペ（LTRO：Longer-term Refinance Operation）や新たな国債買取（OMTs：Outright Monetary Transactions）など、危機を克服するための様々な取り組みについて説明がなされました。

アジア側・欧州側の双方が経験を披露し、意見交換を行うことにより、EFSF・ESMとチェンマイ・イニシアティブのような恒久的な地域金融アレンジメントが存在していること自体が危機に対応する際に有用かつ効率的であること等について、共通認識が得られました。また、両地域間の金融協力を更に推進するための主要な処方箋として、地域金融アレンジメントに係る知見の共有や多国間のサーベイランス等を挙げ、関連する国際機関に対し、アジア・欧州両地域における経済面での統

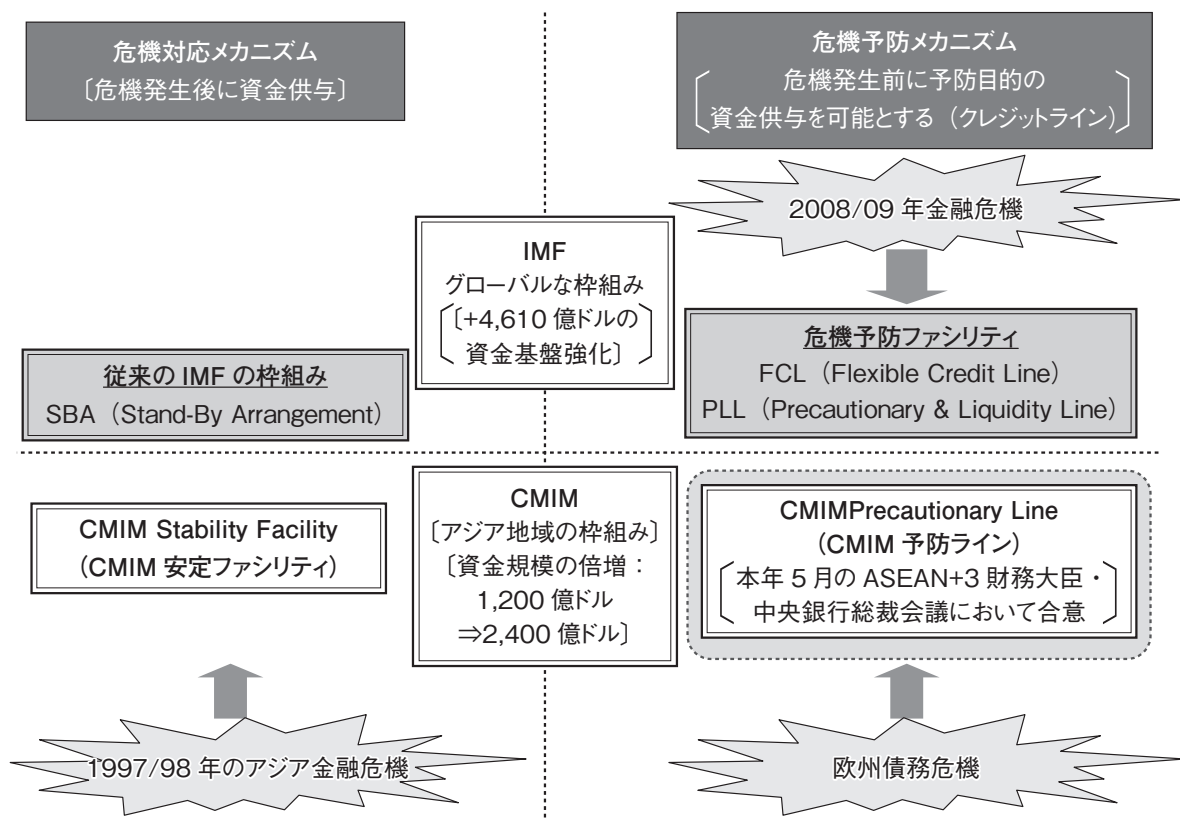
合から得られた教訓に関する研究することを要請しました。

地域金融アレンジメントについての議論は、取り組みの主体である欧州メンバー内、及び、ASEAN+3メンバー内においては頻繁に行われているものと思いますが、両地域が一同に会し、非常に幅広いメンバーシップの下で知見の共有が行われたのは、おそらく初めての機会であり、アジアと欧州の双方が危機を経験した現在、参加した各国にとって非常に示唆に富む議論となりました。

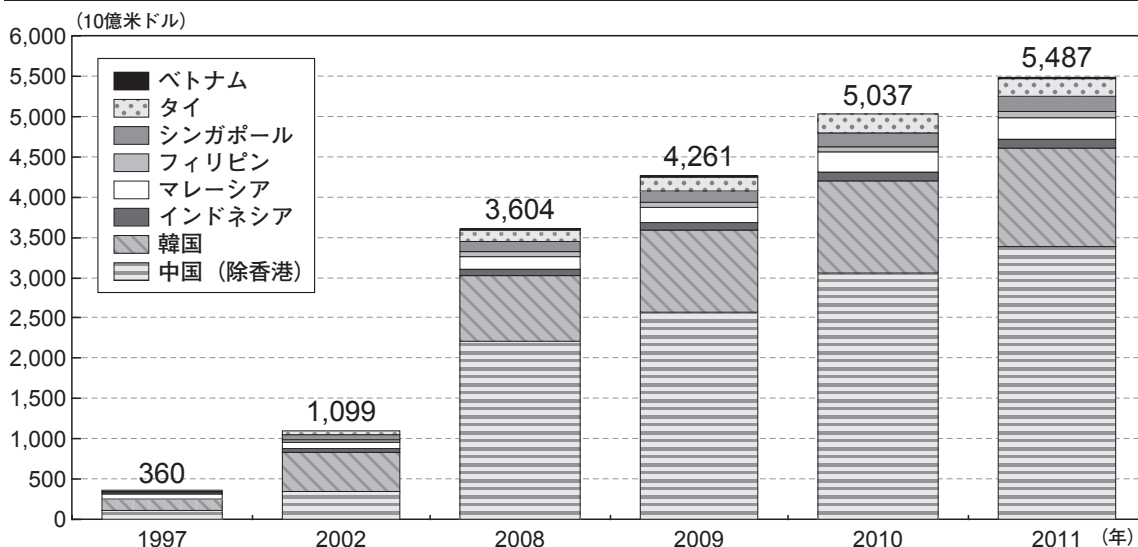
（3）アジア・欧州のパートナーシップ強化及びASEMにおける税関協力

アジアにとって欧州は最大の貿易相手であり、また、欧州はアジアの成長の可能性に強く期待しているなど、両地域が貿易・投資をさらに促進し、

チェンマイ・イニシアティブ（CMIM：Chiang Mai Initiative Multilateralization）



ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模の推移



(注) 数値は国際及び社債の発行残高の合計 (除く日本)

(出所) アジア開発銀行 “Asian Bonds Online”

これまで培ってきたパートナーシップを一層強化することには相互の利益があると同時に、世界経済にとっても大きなプラスになるものと考えられます。

そうした観点から、自由な貿易・投資の推進が成長や雇用を生み出す原動力であるとの認識を持ち、経済危機の中で増加している保護主義的措置に断固反対するとの断固として反対するとの強いメッセージが打ち出され、声明にも盛り込まれました。

また、両地域間の貿易・投資の促進のための環境を改善する必要があることで合意するとともに、成長の長期的なエンジンになり得るものとしてインフラ投資の重要性に認識し、この分野での官民連携を進めていくために協力していくことで一致しました。

さて、貿易や投資の促進といった大きなテーマの下で、それを本当に進めていくためには、実務レベルでの手続を不断に見直し、必要に応じて改

善するという作業が不可欠です。こうした作業を行う重要なツールとして、ASEM財務大臣会合の下には加盟国の税関が参加する「関税局長・長官会合」が設置されており、税関行政の実務面についての議論が行われ、我が国からは財務省関税局が参画しています。

関税局長・長官会合は2年に1度開催されているところ、2011年10月にタイのホアヒンで開催された同会合において、ASEM参加国税関当局トップ間で、①貿易円滑化及び物流の安全、②知的財産権の侵害との戦い、③社会及び環境の保護、④ビジネスの関係強化の4つの分野において、2013年までに優先的に実施すべき行動をまとめた「ホアヒン宣言」が採択されました。

我が国はホアヒンでの会合において、国際貿易の円滑化と物流の安全に資する取り組みとして、認定事業者 (AEO: Authorized Economic Operator) 制度^{*1)} について報告と勧告を行い、参加国から高い評価を得ました。

これを受け、我が国は、本年9月に事務レベル

*1) 国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。WCO (世界税関機構) が採択した「SAFE Framework of Standards」においてAEO制度の導入・構築の指針が定められている。

による作業部会が開催された際、ASEM域内のAEO制度に係る勧告の実施をフォローアップする行動計画を提案し、他の分野の行動計画とともに優先項目として承認され、ポーランドと共同して進めることとなりました。

財務大臣会合としても、自由貿易の推進のため

には税関手続の調和・簡素化等の貿易円滑化をはじめとする分野の重要性にかんがみ、作業部会において承認された日本提案を含む7つの項目について、ASEM地域における重要な税関関係の取り組みとして議長声明にもその旨を盛り込み、進捗を見守っていくこととしています。

「ホアヒン宣言」で合意された7つの優先項目とその調整国

ホアヒン宣言のポイント	優先項目	アジア側 コーディネーター	欧州側 コーディネーター
貿易円滑化及び物流の安全	税関事項に係る貿易円滑化行動計画 (TFAP)	韓国	欧州委員会 (税制・関税 同盟総局)
	認定事業者 (AEO) 制度に係る 勧告の実施フォローアップ	日本	ポーランド
知的財産権の侵害への戦い	新たな ASEM 共同オペレーションの実施	－	欧州委員会 (不正対策局)
	偽造品の経路と流通に係るサマリー文書	タイ	イギリス
	民間部門 (権利者) との協力形態に係るグッドプラクティスの概要	インド	イギリス
社会及び環境の保護	持続可能な森林管理の支援における税関の 役割の検討及びグッドプラクティスの特定	インド	欧州委員会 (税制・関税 同盟総局)
ビジネスの関係強化	官民対話モデルの策定	シンガポール	スウェーデン

3. おわりに

財務大臣会合から3週間後の11月5、6日には、ラオスのビエンチャンでASEM首脳会合が開催され、野田総理をはじめとする各国首脳レベルの出席の下、世界経済・財政や、グリーン経済やミレニアム開発目標といった地球規模の課題等、幅広い課題が議論されました。また、新たな加盟国として、バングラデシュ、ノルウェー、スイスが承認されました。

次回、第11回目となるASEM財務大臣会合は、2014年にイタリアで開催されることが決まっています。

世界経済の動きは速く、2年に1度の開催ということを考えると、次回に何がホット・イシューとなっているのか予想がつきにくいのは事実ですが、今回の会合で分かったのは、アジア・欧州ともに危機を経験しながら、そこから教訓を導き出し、現状を変えていこうとしていることが明確であった点です。

今後も、ASEM財務大臣会合は、欧州とアジアという二大地域が、地域の取り組みを相互に共有し、つながりを強化する貴重な機会となっていくものと考えています。

(参考)

第10回 ASEM財務大臣会議 議長声明のポイント 【2012年10月15日 於：タイ バンコク】

1. 第10回 ASEM 財務大臣会合は、2012年10月15日に、ASEM 加盟 41 ヶ国、欧州委員会 (EC)、欧州委員会委員 (経済・通貨担当) (European Commissioner for Economic and Monetary Affairs and the Euro) の参加を得て、タイのバンコクで開催。会合には、バングラデシュ、ノルウェー、ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)、アジア開発銀行 (ADB)、欧州中央銀行 (ECB)、欧州金融安定ファシリティ (EFSF)、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行 (WB) も出席。
2. キティラット副首相兼財務大臣は、ASEM 加盟国間の相互連結を強調し、1997 年のアジア通貨危機の際のように、この困難の時を共に克服するために、アジア・欧州両地域がより緊密になることを要請。また、アジア・欧州両地域間で、特に直接投資と証券投資について、ますますグローバル化する世界から分かち合い、得られるように健全な関係構築を達成すべく、貿易・投資の流れがより円滑化し自由になることを要請。
3. 両地域がより密接に関与しあう必要性が高まるなか、「ダイナミックなパートナーシップの強化、ダイナミックな成長の共有」のテーマの下、大臣達は、アジアと欧州が現在の世界的な危機への対応ならびにより強固で持続可能かつ均衡ある成長への道筋の整備にあたっての、広範な課題について包括的かつ実り多い議論を展開。

経済・金融面の進展とアジア・欧州経済の見通し

4. 大臣達は、アジアと欧州における最近の経済・金融面の進展と加盟国の経済見通しについて意見交換を実施。大臣達は、世界経済の成長は減速し、依然大幅な不確実性と下方リスクが残っていることに留意する一方で、欧州経済が徐々に現在の危機から回復するであろうと期待し、この危機に対応するために取られた行動を歓迎し、これらは欧州以外の世界への影響も緩和する。大臣達は、欧州の ASEM 加盟国による成長に融和的な形の、差別化された財政再建や、成長を強化する政策および構造改革の完全な実施を支持した。
5. 大臣達は、地域の一体性及び安定性を守ること、域内の不均衡を減じること、及び、最近の欧州安定メカニズム (ESM) の発足を含む金融市場の機能改善を目的とした欧州機関による行動を歓迎。
6. 大臣達は、アジア新興国の健全なパフォーマンスを強調。短期的な優先分野と中期的な目標の間のギャップを効果的に橋渡しするために、大臣達は、国内需要と成長を喚起させるために、財政的余力のある国がさらに個人消費を強化させるとともに、構造改革を実施することによる世界的な取り組みにおける、新興国の役割を強調。さらに大臣達は、1997 年のアジア通貨危機以降、過度のエクスポージャーを回避するために、リスク管理に関する最良の慣行がアジアの銀行セクターにおいて広範に受け入れられ、財政スタンスも多くの諸国で prudent になったことに留意。
7. 大臣達は、両地域が経済的に相互依存していることを認識し、アジアと欧州双方にインパクトとなりうる、金融市場及び一次産品市場の変動によるリスクについての懸念を表明。この点に関して、大臣達は関係する国際機関に対し、そうした変動をもたらす要素の深い分析を継続し、そのようなインパクトを最小化するための可能なオプションを示唆することを要請。
8. 大臣達は、世界経済の回復のために一次産品市場の安定を維持する重要性を認識。完全に機能し透明性のある一次産品市場と、食糧及びエネルギーの安全保障ならびに強固で持続可能かつインクルーシブな成長を達成するために、過度の価格変動を減じることの重要性を強調。

グローバルな金融安定を確保する上での、アジア・欧州の地域金融アレンジメントの役割

9. 大臣達は、地域における主要な危機管理アレンジメント、即ちチェンマイ・イニシアティブ（CMIM）と欧州安定メカニズム（ESM）、及びその前駆である欧州金融安定ファシリティ（EFSF）に関する最近の進展について、余すところなく議論。一時的な国際収支の問題と短期流動性への対応を目的とする CMIM は、ASEAN + 3 諸国の緊密な経済金融協力の主要な成果物。2010 年 6 月に欧州諸国に安定化のための支援を用意するための一時的なファシリティとして組織された EFSF を、10 月 8 日に恒久的メカニズムである ESM が後継。EFSF は、これまでに、ユーロ圏全体の安定を守る重要な役割を發揮。アジアと欧州の地域金融アレンジメントには多くの異なる点はあるが、大臣達は、そのような恒久的なアレンジメントが存在することは、将来的な地域金融の安定性における危機に対応する際に有用かつ効率的であると共通に認識し、それが、両地域の緊密な経済に包含されていることの重要性を認識。
10. 大臣達は、本年 5 月にマニラで開催された ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議における、全体規模の倍増、IMF デリンク割合の引上げ、危機予防機能の導入による CMIM 強化に関する合意を歓迎。大臣達は、ASEAN + 3 が同会議において、AMRO を国際機関化することで地域サーベイランス機能をさらに強化させ、最終的に地域経済のよりよいモニタリング及び分析、早期のリスク検出、さらには CMIM のより効果的な意思決定に貢献することに合意したことに留意。
11. 大臣達は、両地域間における金融協力の更なる強化が必要であると認識。金融監督、地域金融アレンジメントに係る知見の共有、多国間のサーベイランス等は、このような協力を促進する主要な処方策と思料。大臣達は、関連する国際機関に対し、両地域における経済統合から得られた教訓に関する研究を行うことを要請。
12. 大臣達は、地域金融アレンジメントの強化は、IMF の役割とともに、危機の予防と解決に重要な役割を果たすと認識。大臣達は、IMF と地域金融アレンジメントとの間のさらなる協力を通じて国際金融セーフティ・ネットをさらに強化するために、IMF が行った取り組みを歓迎。また、4,610 億米ドルまで利用可能となった IMF の資金基盤強化、及び、IMF の強化されたサーベイランス枠組みの公平かつ効果的な実施を期待。大臣達は、2010 年に合意された IMF のクォータ及びガバナンス改革を完了することの重要性を再確認し、まだ行っていない IMF 加盟国に対し、それを行うために必要なステップを取るように要請。
13. 大臣達は、成長と雇用を促進し、回復を強化し、金融市場の緊張に対処するために共に行動するとの、2012 年 6 月の G20 ロスカボス・サミットの決意を支持。また、多国間主義が現下の環境においてより一層重要であることを認識し、国際通貨金融システムの安定性の強化、及び、将来の危機予防に貢献するものとして、G20 が行ってきた取り組みとイニシアティブを支持することにコミット。

域内投資貿易を推進するための、アジア・欧州のパートナーシップ

14. 大臣達は、市場経済、開放的な多角的貿易体制、無差別的自由化、開かれた地域主義を通じ、地域間相互の投資・貿易を強化するコミットメントを再確認。WTO ドーハ・ラウンドの成功裡の妥結を確保する取組みの継続を奨励し、新たな輸出規制及び WTO と非整合的な措置を含め、あらゆる形態の保護主義に断固として対抗することにコミット。
15. 大臣達は、両地域間の投資・貿易における手つかずの潜在性を認識し、ユーラシア大陸を貫く結びつきを強化する方策を探求し、関連する金融面の環境を改善することにより、そのような地域間のリンクをさらに促進することを決意。大臣達は、両地域間の投資と貿易を広げるために、欧州とアジアの中小企業を含むビジネスと民間部門に相互の協力を前進させることを奨励。また、さらに双方向間の投資と貿易を促進するために、広く存在する政府レベルでの障害を特定し除去することの重要な役割を認識。

16. 大臣達は、インフラ投資は、成長の長期的なエンジンになり得、貧困と開発ギャップを減じ、世界的な貿易と成長の繁栄を増大させ、世界経済のリバランシングに貢献しうると認識。インフラ案件における PPP (Public-Private Partnership) の実施に対する強力かつ継続的な支持を改めて表明し、PPP ファイナンスングにとっての環境改善が、両地域の発展のペースを押し上げることに留意。大臣達は、両地域におけるこの効果的なファイナンスング・アレンジメントの採用を奨励するために、ASEM 加盟国間のより緊密な協力の必要性を支持。

アジアと欧州の協力的なパートナーシップ

17. 大臣達は、特に、貿易円滑化とサプライチェーン・セキュリティや、知的財産権の侵害への対応、社会及び環境の保護、ビジネスの関与を含む、ASEM 関税局長・長官会合における進展を歓迎。
18. 大臣達は、2012～13年に、ASEM 税関作業部会が、税関事項に係る貿易円滑化行動計画、税関共同オペレーション、偽造品の流通と経路に係るとりまとめ、民間セクター（知的財産権利者）との協力、持続可能な森林管理の支援における税関の役割、官民対話、認定事業者（AEO）制度に係る勧告の実施フォローアップを含む優先項目の進展をさらに支援する活動に焦点を当てることに留意。

その他議論及び今後の会合予定

19. 第11回 ASEM 財務大臣会合は、イタリアの議長の下、2014年に開催。大臣達は代理に、次回会合のアジェンダを作成するよう要請。今次会合の結論は、11月5～6日にラオスのビエンチャンで開催される第9回 ASEM 首脳会合への、財務大臣からのインプットを構成する。
20. 大臣達は、第10回 ASEM 財務大臣会合を、財務省を通じて主催したタイ政府、及び、バンコク市民の暖かく親切的なホスピタリティに謝意を表明。